

## 県立長崎シーボルト大学に対する加盟判定審査結果 ならびに認証評価結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

したがって、2005（平成 17）年 4 月 1 日付で正会員への加盟・登録を承認する。

認定の期間は 2010（平成 22）年 3 月 31 日までとする。

### II 総 評

#### 1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、ドイツ人医師フィリップ・フランツ・フォン・シーボルトの鳴滝塾精神を受け継ぎ、「21 世紀の新しい 100 年間にリードする枠組みと人間の模索」を目標に掲げて、1999（平成 11）年 4 月に開学した。かつての長崎高等女学校、長崎県立女子短期大学の伝統の上に、長崎県立長崎保健看護学校の役割と使命も引き継いで、国際情報学部と看護栄養学部の 2 学部からなる公立の大学としてスタートした後、2003（平成 15）年 4 月には、大学院人間健康科学研究科修士課程を設置して現在に至っている。

基本理念は、「人間尊重、福祉の向上及び国際協調の理念のもとに、実践に即した幅広い知識と高度な技術の修得により、流動的な社会と時代を生き抜く、個性豊かな人材を育成するとともに、長崎の地域特性を生かした学術研究の深化と文化の向上を図り、もって地域の振興に貢献する」とし、その中で「人間尊重」、「福祉の向上」、「国際協調」の 3 つを理念の柱に掲げて、地域の特性である離島・過疎地への対応や、高齢化、被爆などの問題を踏まえ、各学部において、また大学院においても特色を作ろうと努力していることは評価できる。しかし、こうした全学的な姿勢である理念・教育目標・教育方針および学部の教育目標は、ホームページや大学案内で紹介されているが、学生便覧には明示されておらず、これは大学院人間健康科学研究科についても同様である。早急に、学生便覧などの刊行物に掲載し、学生に貴大学の理念や目的を周知していくことが必要である。

#### 2 自己点検・評価の体制

2001（平成 13）年 7 月に自己点検・評価委員会規程を制定し、具体的な審議事項が定められている。翌 2002（平成 14）年 10 月には委員会で自己点検・評価実施要綱（案）が策定され、2003（平成 15）年 5 月には本協会への加盟申請の件と実施要綱の修正（案）が審議、

承認されている。その後、全学委員会の下に学部および大学院の自己点検・評価委員会が組織され、同年7月から具体的な点検・評価が行われ、2004（平成16）年3月31日に、本協会加盟判定審査に向けた自己点検・評価報告書が完成したという経緯がある。

学部教育においては、学生による授業評価アンケートを実施しているが、授業改善に組織的に生かす取り組みはなされていない。またFD活動に関しても、2001（平成13）年度にフォーラムを2回開催しているが、以降は個々の教員が学外のFD研究会などへ参加するにとどまっている。したがって、高等教育機関としての役割を踏まえ、時代や社会のニーズに応える大学教育および大学院教育を目指すという観点からもFD活動に積極的に取り組む必要がある。

完成後間もない大学であり、本協会の評価と、それに向けた自己点検・評価報告書の作成を機に、さらに自己点検・評価体制を充実させることを期待する。

### 3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

#### (1) 教育研究組織

理念・目的を達成するための教育研究組織として整備されているが、大学全体としての研究拠点となる研究所の設置が急務であると思われる。独立行政法人化3年後の2008（平成20）年に予定されている長崎県立大学との統合を踏まえて、その準備が進捗しており、また、人間健康科学研究科の博士課程が2005（平成17）年度に発足する予定になっている。これらの点検・評価に基づき、更に教育研究や地域貢献などを充実させるために、既存のセンター組織などのあり方を含め、学部・学科の枠を越えた全学的なセンターの新設についても検討し、改善を図っていくことが期待される。

#### (2) 教育内容・方法

鳴滝塾の精神を受け継ぎ、深く専門の学術の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを基本としている点が特色である。学士課程として、それぞれの学部・学科の理念・目的・教育目標に沿って教育内容が体系的に編成されており、学校教育法第52条および大学設置基準第19条との関連でもほぼ適切と思われる。特に、国際的教育を標榜する大学としての科目を充実させている点、地域の特性を踏まえた、看護栄養学部看護学科の離島での「しまの実習」および日赤長崎原爆病院での実習を行っている点は、貴大学の大きな特色と言える。また、国際情報学部の国際交流学科では、多くの講義を少人数教育で行い、さらには、アジア・欧米出身の教員を積極的に採用していること、情報メディア学科においては、午後9時まで情報処理演習室の自由な使用を可能にしていることは評価できる。その他、大学全体として、成績に疑義がある場合に学生が申し立てのできる疑義申立の制度を設けていることや、国際交流を促進するために、教員や民間団体からの募金をもとにして創設された大学独自の基金によって留学生に対する経済的支援

が行われていることも、長所である。

しかし、シラバスについては、両学部ともに空白があり、内容や量に精粗が見られるので改善されたい。学生による授業評価についても、アンケートの結果を教員にフィードバックしてFD活動に活用したり、学生に公表するなど、制度として組織的に取り組む検討が早急に必要である。また、長崎県内全大学・短期大学が参加する単位互換制度の「NICEキャンパス長崎」も、他大学からの受け入れ学生数に対して、貴大学の他大学への受講者が少なくバランスがとれていない。国際的な交流についても十分とは言えず、より活性化していく必要があると考える。

人間健康科学研究科は、理念・目的に沿った各専攻の教育目標が明示されており教育研究指導内容も、学校教育法第65条および大学院設置基準第3条第1項との関連からみてほぼ適切と思われる。特に、看護学の専門家と栄養学の専門家が一つの研究科で互いに刺激しながら教育研究を行い、双方の特徴を踏まえた新しい人材を育成していることは評価できる。しかし、教育課程としてのユニークさに比べ、看護学専攻については、教員が単独で担当する科目は少ない。今後は、教員の専門性を十分に生かしたものとして教授することが望ましい。

### (3) 学生の受け入れ

理念・目的・教育目標・教育内容に応じた入学者選抜方法や入試科目等についての検討とともに、学生の受け入れ方針等についても継続的に検証されている。収容定員に対する在籍学生数の比率や、過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率も学部・学科ともにほぼ適切と思われる。

しかし、看護栄養学部看護学科の編入学の受け入れに関しては、掛け持ち受験による入学辞退の対策として、今後は補欠制度導入等の改善策を講じる必要があると思われる。

学部・学科の推薦入学者について、入学後の成績の追跡調査を行い、その結果を入試改善の検討資料として役立てている。また、入試の採点・評価基準や合否判定基準が募集要項に公表されている。入試成績についても、2003（平成15）年度入試から全入試区分で本人開示が行われるなど、説明責任の遂行に配慮している。

人間健康科学研究科では、看護学専攻・栄養科学専攻ともに、選抜において関係資格保有者に対して受験資格を与え、社会人の受け入れを積極的に行っている。特に、看護学専攻では大学院設置基準第14条特例の導入により社会人のために昼夜、土曜日開講を実施しており、評価できる。外国人の受け入れについては、東アジア諸国からの留学生を積極的に受け入れるために、特別枠を設けて入学試験を年2回行っていることも評価できる。しかし、栄養科学専攻では学部卒業生が他大学の関連大学院へ進学しているケースも見られることから、学内の学生にも受け入れ情報を周知徹底していく必要があると思われる。

#### (4) 学生生活

学生相談室には保健師を1名配置し、2001（平成13）年度からは非常勤の臨床心理士1名が委嘱されている。2003（平成15）年度からは、開室日数を70日から90日に増加して対応しているが、多様な学生が入学し、修学や家庭問題、対人関係など深刻で継続的な相談も増加してきているので、1,000名の学生を抱える総合大学として責任を持って健康生活指導や学生相談に従事できる人員の配置が望ましい。

また、セクシュアル・ハラスメントの防止のための規程・委員会・相談員が設けられ、規程を定めた後に複数の相談が寄せられているが、予防策は有効に働いていないようである。人権侵害やセクシュアル・ハラスメントが二度と起こらぬよう、複数の相談が寄せられたこと自体をもっと重要視し、環境に不備な点がないかどうかを点検する必要がある。

就職については行き届いた支援が行われ、良好な就職率を保っている。奨学金給付・貸与に関しては、日本学生支援機構をはじめ、11種類の奨学金を学生が受けているが、学部においては奨学金、授業料減免による経済的支援の採択率が減少方向にあるので、採択率を維持する努力が求められる。

#### (5) 研究環境

人々の健康の保持増進という共通目的を持つ看護学専攻と栄養科学専攻が同一の研究科に共存していることは、様々な領域における高度専門職業人が幅広い教育・研究の機会を得ることにつながると思われる。しかし、実験科学領域の研究および指導体制については、人材不足のため十分な研究指導ができないとのことなので、特任教授制度や客員教授などの多様な教員任用制度を導入し、改善をはかる必要がある。研究費に競争原理を導入することは研究活動の活性化につながる試みとして評価できるが、研究活動に関して不活発な専任教員が見受けられるのは残念である。また、学長裁量の研究費が措置され、教員の研究と大学の重点化が協調できるような仕組みがつくられているが、若手研究者を育成するという観点から、助手の研究費についても配慮されることが望まれる。

#### (6) 社会貢献

県立大学ということもあり、広く地域に開かれた大学として人々の健康と福祉の向上、生涯学習の振興および産業経済の発展に貢献することを目指している。そのために、公開講座・学術講演会の実施、社会人の受け入れとしての聴講生制度・科目等履修生制度・研究生制度、地域振興研究、図書館・その他大学施設の開放を実施している。加えて離島での「地域公開講座」は、大学が行う社会貢献として高く評価できる。このように、大学全体としての取り組み、学部ごとの取り組みは積極的であることがうかがえるが、人間健康科学研究科については発足後間もないので今後の課題としたい。

#### (7) 教員組織

各学部における専任教員1人あたりの学生数が、国際情報学部が15.5名、看護栄養学部が12.4名であり、少人数教育が行われている点は評価できる。専任教員の年齢構成は、学部全体からみると、講師から教授へ向けて高年齢層となりバランスが取れているようにも思えるが、看護栄養学部では高くなっている。これは、全国の看護系大学の現状という面もあるが、今後の改善が望まれる。

また、外国人英語嘱託講師、LL実習補助や情報処理演習補助の非常勤嘱託、情報処理演習のティーチング・アシスタント(TA)、放射線取り扱い業務対応嘱託職員などを採用することにより、実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育などを補助しており、学生の学修活動を支援するための人的支援体制は確立されている。しかし、看護栄養学部看護学科における実習助手のTAの運用については、大学院の学生数が少ないため、学生自身の学習を妨げることにならないような工夫が必要である。

また、長崎県立大学との統合を控え、「教員スリム化計画」を受けて、2012(平成24)年度までに専任教員等11名を削減することとなっているが、教育・研究内容の質の維持と必要教員数とのバランスを考慮されたい。

#### (8) 事務組織

事務局、教務部、附属図書館からなり、事務局には総務課(総務係・企画係)、教務部には教務課(教務係・学生係)が設置され事務分掌が明記されている。しかし、情報センターや外国語教育センター、また産学官連携センターの組織上の位置づけや、それらの活動をサポートする事務組織が明確でないので、全学的な教育研究や地域貢献などを充実させるための学部・学科の枠を越えた、全学的なセンター組織などの新設や、既設のセンター組織などの組織上の位置づけや充実を、事務組織としても、今後検討する必要があると思われる。

また、事務職員が学生と接することによる教育的な重要性を考えると、職員は学生の性質や考え方、行動の特性などに深い理解を有していなければならないと思われる。そのような状況の中で公立大学において事務職員が県庁からの人事異動で概ね3年ごとに交替するのは問題ありとせざるを得ない。今後事務職員についても順次プロパー化することが計画されているが、大学運営を創造的に企画し、教員との連携を図りながら、ことを進められる人員配置について、将来構想としてきちんと位置づけられることが望ましい。公立大学法人への移行および長崎県立大学との統合に伴い事務組織の一層の充実が求められる。

#### (9) 施設・設備

キャンパスが新興住宅地のシンボルとなっており、その空間を住宅の一部として共有している点は開かれた大学として評価できる。施設のバリアフリー化に向けた取り組みとし

では、車椅子利用者の就学配慮し、スロープ、身障者用カーポート、車椅子用トイレ、車椅子対応エレベーターを設置している。また、温水使用量の多い実験室や実習室への雨水利用による給湯設備（ソーラーシステムによる）の設置については、省エネルギーや地球環境への負担低減という意味からも評価できる。しかし、設備の維持・管理については、多くを外部に委託しているため、費用面で負担が大きいとのことであるので、すでに取り組み始めている契約方針の見直しなどの検討をさらに進め、費用軽減の実施に努める必要がある。

#### (10) 図書・電子媒体等

図書等の資料や学術情報、図書の受け入れ状況は良好で、ネットワークが整備されている。座席数が多く、身障者専用の閲覧席も備わっており、車イスの学生にも配慮している。しかし、人間健康科学研究科看護学専攻の夜間開講授業が午後9時10分までとなっていることから、午後9時30分の閉館時間については少しその改善が望まれる他、夏期等休暇中の開館時間についても検討の余地があると思われる。また、和書に比べて洋書が6分の1にすぎない点については、国際協調・国際社会への貢献を目指す貴大学の理念・教育目標からみて改善が望まれる。

#### (11) 管理運営

大学の最高意思決定機関である評議会（「県立長崎シーボルト大学学則第17条」）、運営を適格・効率的に行なう部局長会議（「県立長崎シーボルト大学部局長会議規程」）、審議機関である教授会（「県立長崎シーボルト大学学則第18条」）、その他、学科会議（「県立長崎シーボルト大学学則第19条」）、委員会（「県立長崎シーボルト大学学則第20条」）が設置され、役割分担・機能分担に関する基本的な考え方が規程により明文化されている。しかし、どのような事項についてどのように運営がなされているのかについて、さらに整理が必要と思われる。また、学生の要望を学生生活に係わる大学運営等に反映させる試みとして、学長・学生係主催の「学長が学生の声を聞く会」を毎年開催している点は評価できる。

人間健康科学研究科についてはまだ具体的な点検・評価は行われていないが、法人化後は、基本的に学部と同じで、法人—大学—大学院との間で有機的で効率的な管理運営が行われることが望まれる。

#### (12) 財務

設置者の財政負担を軽減し、より自律的な大学運営を可能とするためにも外部資金の獲得に一層努力することが望まれる。このような努力により、大学の社会的な評価を高められたい。

今後の自己点検・評価活動においては、どのような大学運営方針に基づいて予算編成す

るのか具体的に明示し、その執行状況に基づく点検・評価をすることが望まれる。

### (13) 情報公開・説明責任

学生・保護者・地域住民その他の関係者に対する説明責任を十分に果たすためにも、大学単独の財務状況に関する資料を大学の刊行物やホームページに掲載するなど、積極的な情報提供に努めることが望まれる。なお、情報提供にあたっては、一般の人に分かり易くするため、作表、説明に工夫をすることが必要である。

## III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

### 一、長所として特記すべき事項

#### 1 教育内容・方法

##### (1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備

###### 全学

- 1) 共通科目の選択の幅が広く、語学科目については英語を中心に他の5言語が選択できるなど、他の文化的教養科目も含め国際的教育を標榜する大学として充実している。
- 2) 国際交流を促進するために、教員や民間団体からの募金をもとにして創設された大学独自の基金によって留学生に対する経済的支援が行われていることは評価できる。
- 3) 成績に疑義がある場合に、学生が申し立ての出来る疑義申立の制度を設けていることは評価できる。

###### 看護栄養学部

- 1) 看護学科では、離島での「しまの実習」をとおして過疎地での人々の暮らしや健康を守ることを体験させ、将来の看護師や保健師としての仕事に役立てる教育を実践していることや、日赤長崎原爆病院での実習をとおして平和の尊さを発信できる看護師の養成が行われていることは大きな特色である。
- 2) 看護学科での実習単位においては、出席状況(遅刻、早退を含む)、学修到達度、学修への取り組みなどの評価表を用いたうえで、学生からの自己評価と担当教員による面接評価によって認定されていることは評価できる。

###### 国際情報学部

- 1) 国際交流学科では、多くの講義が少人数で行われ、さらには、アジア・欧米出身の教員を積極的に採用しているところは評価できる。
- 2) 上海における二度にわたる国際シンポジウムの開催は、大学の地理的・歴史的的特色を表すものとして評価できる。

## (2) 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備について

### 人間健康科学研究科

- 1) 栄養科学専攻では、地域住民の保健・医療・福祉の向上だけではなく、地場産業の発展・活性化などへの寄与を目的とし、地域密着型の教育実践を試みていることは評価できる。
- 2) 看護学の専門家と栄養学の専門家が一つの研究科で互いに刺激しながら教育研究を行うことにより、双方の特徴を踏まえた新しい人材育成を可能にしている。

## 2 学生生活

### 全学

- 1) 行き届いた就職支援が行われ、県内でもトップレベルの良好な就職率で平成14年度に第一期卒業生を送り出したことは評価できる。

## 3 社会貢献

- 1) 要望に応じて離島等で行われている「地域公開講座」は、大学が行う社会貢献として実績をあげており、高く評価できる。

## 4 教員組織

### 全学

- 1) 専任教員1人あたりの学生数が、国際情報学部で15.5名、看護栄養学部で12.4名と少なく、少人数教育が行われている点は評価できる。

## 5 施設・設備

### 全学

- 1) キャンパスは新興住宅のシンボルとして、また、住宅の一部としてその空間を共有している点は、開かれた大学として評価できる。
- 2) 温水使用量の多い実験室や実習室への雨水利用による給湯設備（ソーラーシステムによる）の設置については、省エネルギーや地球環境への負担低減という意味からも評価できる。
- 3) 国際情報学部ではLL教室、情報演習室、コンピュータ演習室、マルチメディア

ア演習室、コミュニケーション演習室、メディア・スタジオなどの施設を備え、いずれの施設も授業以外に学生に開放しており、利用度が高い点は評価できる。

## 6 図書館・電子媒体等

- 1) 収容定員に比して座席数が多く、身障者専用の閲覧席も置かれている点は評価できる。

## 7 管理運営

### 全学

- 1) 学生の要望を学生生活に係わる大学運営等に反映させる試みとして、学長・学生係主催の「学長が学生の声を聞く会」を毎年開催している点は評価できる。

## 二、助言

### 1 教育内容・方法

#### (1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備

##### 全学

- 1) 学生による授業評価において、アンケート結果を教員にフィードバックしてFD活動に活用したり、学生に公表するなど、授業評価を制度として組織的に取り組む検討が早急に必要である。
- 2) 両学部ともシラバスが空白になっていたり、内容や量に精粗がみられるので是正が望まれる。
- 3) 単位互換制度である「NICEキャンパス長崎」では、貴大学学生の他大学受講者数が少なく、海外との教育研究交流も活発ではない。東アジア地域を中心とした教育研究の拠点となるという目標を達成するためにも、国内外の機関との交流をより活性化する必要がある。

#### (2) 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備

##### 人間健康科学研究科

- 1) 看護学専攻については、オムニバス科目が多く、教員が単独で担当する科目は少ない。オムニバス科目においては、科目責任者を明確にして授業を実施しているものの、大学院では、総合的なものではなく、教員の専門性を十分に生かした科目を多く教授されることが望ましい。

### 2 学生生活

##### 全学

- 1) 奨学金給付・貸与に関しては、日本学生支援機構をはじめ、11 種類の奨学金を学生が受けているが、奨学金、授業料減免による経済的支援の採択率が減少方向にあるので、採択率維持のための努力が求められる。

### 3 研究環境

- 1) 研究活動に関して、不活発な教員が数名見受けられるので、さらなる研究活動の組織的活性化に向けての取り組みが必要である。
- 2) 学長裁量の研究費が措置され、教員の研究と大学の重点化が協調できるような仕組みが作られているが、若手研究者を育成するという観点から、助手の研究費についても配慮されることが望まれる。

### 4 教員組織

全学

- 1) 看護栄養学部の教授 24 名中 14 名が 61 歳以上で、51 歳から 60 歳も 8 名と高いので、年齢構成改善に向けての検討が必要であると思われる。

### 5 施設・設備

全学

- 1) 設備の維持・管理については、多くを外部に委託しているために費用面で負担が大きいとのことであるので、すでに取り組み始めている契約方針の見直しなどの検討をさらに進め、費用軽減の実施に努める必要がある。

### 6 図書・電子媒体等

- 1) 国際協調・国際社会への貢献を目指す貴大学の理念・教育目標からみて、和書に比べて洋書が 6 分の 1 にすぎない点については改善が望まれる。

## 三、勸告

なし

以上

## 「県立長崎シーボルト大学に対する加盟判定審査結果 ならびに認証評価結果」について

貴大学より 2004（平成 16）年 1 月 21 日付文書にて、2004（平成 16）年度の加盟判定審査について申請があり、また同年 9 月 22 日付文書にて認証評価について申請された件につき、本協会判定委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告する。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成した。提出された資料（県立長崎シーボルト大学資料 1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー、幹事研修会を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてきた。

その上で、貴大学の学部・研究科構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行った。

### (1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の点検・評価を行い評価所見を作成し、これを主査が一つの分科会報告書（原案）として取りまとめた。その後各委員が参集して 9 月 16 日に大学審査分科会第 4 群を開催し、分科会報告書（原案）について討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成した。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめた。その後、8 月 27 日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成した。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに 10 月 25 日に実地視察を行なった。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させた。

同報告書（最終）をもとに幹事が作成した評価結果（幹事案）については、判定委員会正・副委員長・幹事会で検討したうえで判定委員会において審議した。その結果は「評価結果（案）」として貴大学に送付し、貴大学から提示された意見を参考に「評価結果（案）」を修正した。同案は理事会、評議員会の議を経て承認を得、最終の「評価結果」が確定した。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告する

ものである。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「県立長崎シーボルト大学資料2」のとおりである。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されている。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否か、ならびに正会員への加盟・登録を承認するか否かを記している。「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでいる。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成される。「長所として特記すべき事項」は、貴大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項である。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外している。

「勧告」は正会員にふさわしい最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものである。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2009（平成21）年度に予定される次回相互評価申請時にこれをご提出いただきたい。

一方、「助言」は、正会員にふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものである。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられている。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっている。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察の結果、導き出したものであり、必ずしも貴大学の最新動向を完全に踏まえたものとはいえないかもしれないが、前述の「意見申立」手続き等による貴大学からのご意見を参考に、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意した。

なお、今回の評価にあたり、人間健康科学研究科は、調書作成年度に申請資格充足年度（完成年度＋1年）を迎えておらず、そのため、それらについての評価も十全には行なえなかった。よって研究科については、その完成時の状況を、所定の様式にしたがって完成報告書として取りまとめ、改善報告書提出時に本協会宛に提出いただくよう要請するもの

である。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2005（平成17）年4月6日までにご連絡いただきたい。

県立長崎シーボルト大学資料1—県立長崎シーボルト大学提出資料一覧

県立長崎シーボルト大学資料2—県立長崎シーボルト大学に対する加盟判定審査のスケジュール

県立長崎シーボルト大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成15年度県立長崎シーボルト大学 学生募集要項 一般選抜(前期日程試験・後期日程試験) 特別選抜(推薦・社会人・帰国子女・私費外国人留学生) 3年次編入学 大学院 大学院(第二次募集)
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	平成15年度県立長崎シーボルト大学 大学案内 平成15年度県立長崎シーボルト大学 大学案内 英語版
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法などを具体的に理解する上で役立つもの	平成15年度 学生便覧(学部) 平成15年度 シラバス(国際情報学部) 平成15年度 シラバス(看護栄養学部) 平成15年度 大学院学生便覧 学位授与基準
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	県立長崎シーボルト大学 平成15年度時間割 県立長崎シーボルト大学 大学院 平成15年度時間割
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	県立長崎シーボルト大学学則 県立長崎シーボルト大学大学院学則
(6) 学部教授会規程、大学院委員会規程等	県立長崎シーボルト大学教授会規程 県立長崎シーボルト大学大学院研究科委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	県立長崎シーボルト大学教員等選考規程 県立長崎シーボルト大学教員等定年規程 県立長崎シーボルト大学外国人教員の任用に関する規程
(8) 学長選出・罷免関係規程	県立長崎シーボルト大学学長選考規程
(9) 寄附行為	—
(10) 理事会名簿	—
(11) 自己点検・評価規程	県立長崎シーボルト大学自己点検・評価委員会規程
(12) セクシュアル・ハラスメント防止関連規程	人権擁護、セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策に関する規程
(13) 大学と短期大学の関係を説明した書類	—

資料の種類	資料の名称
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	—
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	—
(16) 図書館利用ガイド等	図書館案内
(17) セクシュアル・ハラスメントに関するパンフレット	STOP 人権侵害 セクシュアル・ハラスメント 人権擁護、セクシュアル・ハラスメントの防止と救済に関するガイドライン
(18) 就職指導に関するパンフレット	平成15年度就職活動ガイダンス
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室
(20) 財務関係書類	平成15年度シーボルト大学費当初予算
(21) 規程集	規程集

県立長崎シーボルト大学に対する加盟判定審査のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2004年	1月21日	貴大学より加盟判定審査申込書の提出
	4月上旬	貴大学より加盟判定審査関連資料の提出
	4月9日	第1回判定委員会の開催（平成16年度加盟判定審査のスケジュールの確認）
	4月20日	第414回理事会の開催（平成16年度判定委員会各分科会の構成を決定）
	5月17日	判定委員会幹事研修会開催（平成16年度の評価の概要ならびに幹事が行なう作業の説明）
	5月21日 ～24日	評価者研修セミナー説明（平成16年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	6月4日	第1回大学財政評価分科会の開催
	～6月末	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月末	主査による分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月5日	相互評価委員会／判定委員会合同正・副委員長・幹事会（「判断基準」の検討）
	8月27日	第2回大学財政評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（修正案）の貴大学への送付
	9月16日	大学審査分科会第4群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月22日	貴大学より認証評価申請書の提出
	10月25日	実地視察の実施、その後、主査による分科会報告書（最終案）の作成
	11月5日	第3回大学財政評価分科会の開催
	11月18日 ～19日	判定委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに幹事が作成した「評価結果」（幹事案）の検討）
	12月13日 ～14日	第2回判定委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月20日	評価結果（案）の申請大学への送付
2005年	2月14日	第3回判定委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（案）を修正）

- 2月24日 第422回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）
- 3月22日 第93回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）、記者発表